

< 議事内容 >

1 公園の変更について（2・2・38号太秦公園ほか19公園）

(1) 趣旨

京都市では、都市計画に公園・緑地の予定地を定め、計画的に施設整備を行ってきましたが、都市計画決定後、長年、事業に着手できていない計画区域が多数存在します。

都市計画公園・緑地の整備には長期間を要するため、社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ、必要性や実現性等の観点から検証を行い、適時適切に都市計画を見直す必要があります。

本都市計画は、都市計画施設等見直し検討委員会において取りまとめていただいた、「見直し指針」及び「見直し（案）」に基づき、廃止と評価した公園の計画区域を廃止するものです。

(2) 変更の概要

No.	行政区	公園名	変更内容
1	北区	小松原公園	区域の全部廃止
2		楽只児童公園	
3		五辻児童公園	
4	左京区	薩田公園	区域の一部廃止
5	中京区	朱雀公園	
6		二条公園	
7		生祥児童公園	
8		先斗町公園	
9	東山区	三条東児童公園	区域の一部廃止
10	山科区	西野公園	
11	下京区	崇仁児童公園	区域の全部廃止
12	南区	東吉祥院公園	区域の一部廃止
13		西九条児童公園	面積錯誤の訂正
14	右京区・南区	西中公園	区域の一部廃止
15	右京区	西京極運動公園	
16		太秦公園	
17	伏見区	三栖公園	面積錯誤の訂正
18		伏見公園	区域の一部廃止
19		深草西浦南公園	
20		竹田公園	

2 土地区画整理事業の変更について（西京極地区土地区画整理事業ほか12地区）

(1) 趣旨

京都市では、都市計画に土地区画整理事業の予定地を定め、計画的に公共施設及び宅地を一体的に整備してきましたが、長年、事業に着手できていない施行区域が多数存在します。

土地区画整理事業の施行には長期間を要するため、社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ、必要性や実現性等の観点から検証を行い、適時適切に都市計画を見直す必要があります。

本都市計画は、都市計画施設等見直し検討委員会においてとりまとめていただいた、「見直し指針」及び「見直し（案）」に基づき、廃止と評価した土地区画整理事業の施行区域を廃止するものです。

(2) 変更の概要

No.	土地区画整理事業の名称	行政区	変更の内容
1	西京極地区 土地区画整理事業	右京区・南区・下京区	区域の全部廃止
2	太子地区 土地区画整理事業	右京区・中京区	区域の一部廃止
3	太秦地区 土地区画整理事業	右京区・中京区	区域の全部廃止
4	伏見地区 土地区画整理事業	伏見区	
5	松ヶ崎地区 土地区画整理事業	左京区	
6	山科東部地区 土地区画整理事業	山科区	
7	洛北第一地区 土地区画整理事業	左京区	区域の一部廃止
8	洛北第二地区 土地区画整理事業	左京区	
9	洛北第三地区 土地区画整理事業	左京区	
10	洛西第一地区 土地区画整理事業	西京区	
11	洛西第二地区 土地区画整理事業	西京区	区域の全部廃止
12	洛西第三地区 土地区画整理事業	西京区	
13	上烏羽南部地区 土地区画整理事業	南区・伏見区	区域の一部廃止